

「日本精神衛生会 2025 宣言」と

「日本精神衛生会と優生保護法等の関係に関する調査報告書」

日本精神衛生会について

公益財団法人日本精神衛生会は、1902 年設立の「精神病者慈善救済会(きゅうちかい)」を起源とする精神衛生の団体です。精神病者の治療・看護を援助することを目的に、東京帝国大学教授の呉秀三(くれ・しゅうぞう)が中心となり立ち上げました。現在、日本精神衛生会は、医師・看護師・精神保健福祉士など 650 名あまりの会員で構成されています。年 4 回の広報誌「心と社会」発行と、毎年 3 月に「メンタルヘルスのつどい」を開催しています(来年のテーマは「優生保護法と精神医療(仮)」3/14 を予定)。

調査の端緒：1953(昭和 28)年の陳情書(優生手術促進のための財政措置)

1953(昭和 28)年に、日本精神衛生会は日本精神病院協会と連名で陳情をおこないました。5 項目中 4 項目は精神衛生施策の充実を求めるもので、精神病床の増床、精神衛生相談所の設置、国立精神衛生研究所の拡充、厚生省への精神衛生課設置です。この陳情は、精神衛生課設置を求める「正式な口火」と位置づけられ、3 年後の 1956 年に精神衛生課(現在の障害保健福祉部精神・障害保健課)が新設されました。

しかしこの陳情にはもう一つ「精神障害者の遺伝を防止するため優生手術の実施を促進せしめる財政措置」を求める一項目がありました。精神衛生会が優生手術促進を支持した明確な文書であり、他の陳情項目が患者の治療・保護を目的にしていることと比べて異質な要望でもあります。優生保護法は、のちに優生課から精神衛生課の所掌となりましたが、このことが、優生手術の財政措置を求める陳情に影響を与えた可能性が考えられます。

調査委員会(陳情書の背景の調査・検証)の発足

ただし、なぜ精神衛生会が優生手術の財政措置を要望するにいったのか、その背景については多くの不明点がありました。なぜなら、戦前の「国民優生法(優生保護法の前身)」制定前後には、精神科医たちは「断種法」について積極的に意見を交わし、そこでは賛成意見ばかりでなく、懐疑的意見や反対意見も強く述べられていたからです。

かつて断種法に強く反対していた精神科医は優生保護法に関しては以前のように自説を主張しませんでした。その理由がわかる文書はなく、陳情に至る経緯もわかりませんでした。

陳情書の背景を調べないまま謝罪だけをするのは、誠実さに欠け、再発防止にもつながらないと考え、日本精神衛生会は、2019 年に「日本精神衛生会と優生保護法等の関係に関する調査委員会」を設置し、調査・検証を開始しました。

「日本精神衛生会 2025 宣言」(報告書 p.3)

1953 年の陳情には、救済会から連なる日本精神衛生会の精神に反する内容が含まれていることは明らかです。この過ちに対する痛切なる反省と 70 年あまりの沈黙への悔悟、そしてこれからの決意を「日本精神衛生会 2025 年宣言」に込めました。

5 つの文書と、時代背景の検証 (報告書 p.9～)

調査の結果、日本精神衛生会（およびその前身団体）の名前で発出した「断種」「優生手術」に関する文書を 5 つ見出すことができました。国民優生法時代のものが 4 つ（文書①～④）、優生保護法時代のものは 1953 年の陳情 1 つ（文書⑤）です。

【文書①】精神病対策確立に関する陳情書（1936）

【文書②】内務大臣諮問事項「精神病の発生を防止する方策如何」に対する答申書（1937）

【文書③】断種法制定に関する決議（1939）

【文書④】厚生大臣諮問「事变下に於ける精神衛生の対策如何」に対する答申案（1940）

【文書⑤】陳情書（1953）

精神科医は国民優生法時代から、国民優生の実現には結婚法の制定、優生知識の普及、隔離施設の整備など、断種以外の施策も重要であると唱えていました。しかし優生保護法制定の時期になると、断種法に反対していた精神科医の著作にも「極めて悪質のものは強制的に断種すべき」という記述が見られます。ただ同じ著者は続けて「優生的処置（結婚制限、避妊、隔離、断種）の中では施設への隔離収容が最も有効な方法で、日本が文化国家というからには何よりも先ずこの方面に最大の努力をすべき」とであると、断種以外の手段も推奨していることから、戦前の精神科医たちの考えは戦後にも存在していたことがわかります。

にもかかわらず、日本精神衛生会は、精神衛生施策の充実を求める陳情書で、優生手術を促進すべく財政措置を求めたのです。

日本の精神衛生施策と優生思想、当時の医学、患者家族の社会環境など (報告書 p.39～)

本報告書では国民優生法・優生保護法が制定された当時の社会情勢も検討しました。その目的は「このような状況では国民優生法・優生保護法の成立も仕方なかった」と述べるためではありません。当時の国民・医療者・為政者の多くが何の疑問もなく受け入れた政策や理念がどのようなものであったかを理解することが、今後、同じような人権侵害を起こさないために必要だと考えたからです。

検討の結果、戦後の食糧難、治安の問題、精神科医療施設の圧倒的不足、治療手段の乏しさ、患者や家族の身体的・社会的・経済的困難、社会に存在する偏見と差別、人権意識の低さ、いわゆる「遺伝性」に関する誤った理解、あるいは、科学的根拠が不十分とわかっていながら優生施策を黙認した精神科医たち、などの社会背景を改めて認識しました。また、強制的な優生手術が、差別意識からばかりでなく、患者・家族に対する「善意」や「救済」を装いながら推進・正当化されていた歴史から、わたしたちが学ぶべきことも多くあることを理解しました。

会員アンケート（報告書 p.60～）

文献調査と並行して、日本精神衛生会は、会員 836 名にアンケートをおこない、「優生手術について見聞きした経験」や、「1953 年の陳情に対する意見」、「これからの精神衛生会のあり方」について尋ねるアンケートをおこない、87 名から回答を得ました。

優生手術や人工妊娠中絶を見聞きした経験に関する自由記述では、「経験がある」という回答は合わせて 23 件ありました。手術対象者の属性は、知的障害のある人、長期入院者、女性をあげた回答が複数ありました。

陳情書に対しては、その内容を肯定する意見は 7 件、消極的肯定（仕方なかった・当時の限界など）は 10 件、否定的意見は 21 件でした。当時の状況からやむを得なかったとする声がある一方で、医師の患者に対する差別意識・虐待であると厳しく断じる声もありました。

日本精神衛生会として取り組むべきことについては、反省・謝罪・公表・宣言を希望するものが 15 件、検証・社会的啓発を求めるものが 23 件ありました。

いずれの回答も自由記述欄に熱心な記述がありました。個人が同定される可能性のあるものを除き、趣旨を変えない限りにおいて文言を校正して、できるだけ多くを報告書に収載しました。

日本精神衛生会としての反省（報告書 p.57～）

国民優生法・優生保護法が制定された時代、日本精神衛生会の理事長は歴代にわたり、精神医学界を代表かつ牽引するいわゆる大家が就任していました。その立場の人が、統合失調症、躁うつ病、てんかん等を遺伝病として認め、条件付きとはいえ、これらの疾患患者を国民優生法の対象とし、優生保護法においても異を唱えることをしなかったことは、断種施策を促進させたと言わざるを得ません。1960 年代以降になると、優生保護法を批判する精神科医も現れましたが、その認識が精神医学界にひろがることはありませんでした。

日本精神衛生会が優生保護法への反省や批判的行動を起こすことを難しくしていた理由は、優生保護法に対する無知や無関心、あるいは元理事長たちへの忖度もあったかも知れません。しかし、いかなる理由があっても、日本精神衛生会がおこなってきたことは、精神障害者の差別や偏見をなくすための啓発活動をおこなう会の趣旨に反するものであったと明言できます。

痛切な反省と悔悟の念を示すとともに、犠牲になった方々に心からお詫び申し上げます。

<問い合わせ先> 公益財団法人日本精神衛生会 事務局

担当：伊藤龍彦（事務局長）

〒162-0851 東京都新宿区弁天町 91 番地 神経研究所ビル 6 階

電話：03-3518-9524

<https://www.jamh.gr.jp>

E-mail z-seisin@dc4.so-net.ne.jp



↑ 日本精神衛生会

日本精神衛生会 2025 宣言

- 1 私たちは、かつて日本精神衛生会が、その名のもとに優生施策を促進する陳情をおこなったことに痛切な責任を感じ、深い反省と悔悟の念を抱くものである。優生保護法のもとで精神科医が主体的かつ具体的な役割を担ったことで、精神障害や知的障害のある人に苦しみと痛みを与えたことについて、当事者のみなさまに心からお詫び申し上げる。
- 2 私たちは、正しい医学知識のもとに精神医療と精神衛生施策が実施されるよう、専門家として力を尽くさなければならない。会の内外で、開かれた議論をおこない、異論を排さず、社会の声に耳を傾け、どのような立場の人や組織に対しても誤りを正すことを恐れない。
- 3 私たちは、人間の価値に対する差別や選別に陥ってはならない。侵すことのできない人間の尊厳は、常に個々の人間の尊厳であり、我々はいかなる法律、いかなる公益、いかなる研究目的によっても、これを軽視する方向に導かれてはならない。
- 4 私たちは、日本精神衛生会が精神障害や知的障害のある人への差別や偏見をなくすための啓発活動をおこなう団体であることを忘れない。精神科医として、周囲の環境がどのように変化しても、世論の動きがどのように変わっても、患者の人権を守る立場を貫かねばならない。
- 5 私たちは、精神医療の職能団体として優生保護法の重大な人道問題に気づける立場にあり、また気づくべき存在であった。精神衛生会の長い沈黙と不作為への自責の念を込め、歴史を語り継ぎ、過ちを繰り返さないことをここに誓う。

2025 年 7 月 24 日